

古紙・衣類の収集活動を支援しています

コミュニティ回収とは

大阪府が実施している古紙・衣類収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティがその主体となって、原則小学校区単位の規模で行う活動です。

大阪府が行っている同じ収集曜日・排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した再生資源事業者が収集を行う活動となります。活動地域にお住まいの方にとっては、収集曜日・排出方法は一切変わらず、一方で大阪府からの支援が得られる制度となっています。

なお、コミュニティ回収を開始しても、その地域で既に実施されている資源集団回収は継続して活動いただけます。

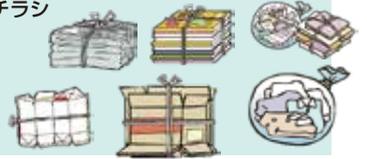
取り組める団体

地域活動協議会等の地域コミュニティ
(原則、小学校区単位)

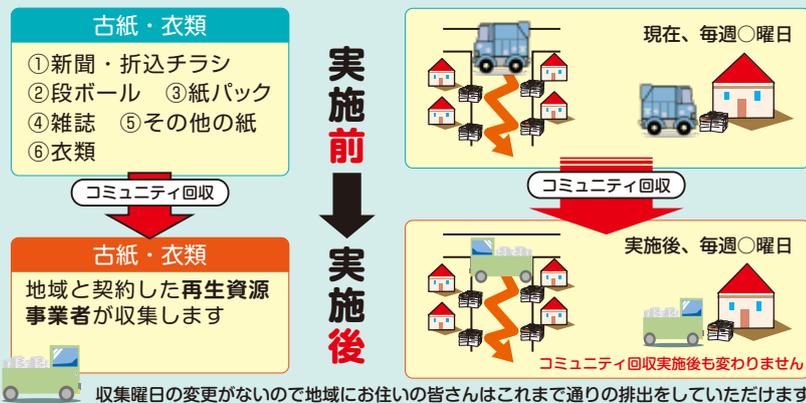
収集品目

古紙・衣類の6品目すべて
取り組んでいただく必要があります

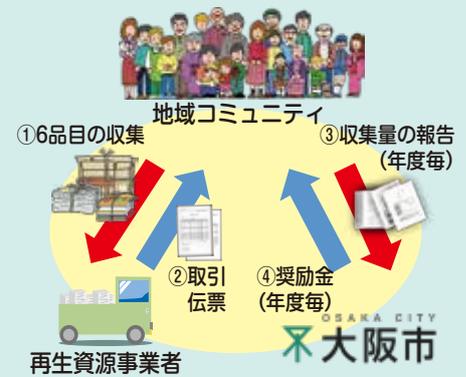
- ① 新聞・折込チラシ
- ② 段ボール
- ③ 紙パック
- ④ 雑誌
- ⑤ その他の紙
- ⑥ 衣類



コミュニティ回収で取り組んでいただく品目 (収集方法・収集曜日の変更はありません)



活動から支援まで



詳しくは、大阪市ホームページ「コミュニティ回収について」をご覧ください。



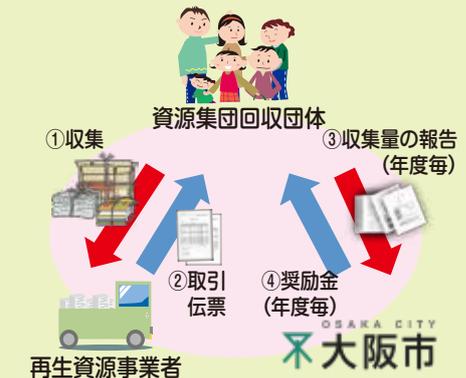
資源集団回収とは

ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や古布などの再生資源物を、町会、子ども会、PTA、女性会などの住民団体が、自主的に収集し再生資源事業者に引き渡す活動です。活動団体へは、大阪府より支援を実施しています。

コミュニティ回収との違い

資源集団回収は営利を目的としない10以上の排出世帯で構成された自主的な団体から始められます。

活動から支援まで



収集品目と支援対象

奨励金対象品目	奨励金対象外の品目	団体が選択する「古紙」等任意の再生資源物 (1品目から可)
①新聞・折込チラシ ②段ボール ③紙パック ④雑誌 ⑤その他の紙	⑥衣類 ⑦びん ⑧アルミ缶 ⑨スチール缶 ⑩その他の金属	



コミュニティ回収との違い

コミュニティ回収は①～⑥の6品目すべての収集が必須なのに対し、資源集団回収は1品目からでも取り組んでいただけます。
※ただし奨励金の対象は①～⑤のみ

詳しくは、大阪市ホームページ「資源集団回収活動について」をご覧ください。



再生資源事業者については団体でご自由に決めていただけます。また、大阪市ホームページにて再生資源事業者一覧を掲載しておりますのでご活用ください。「家庭から出される古紙・古布を取り扱える再生資源事業者一覧」

